

1. 立地適正化計画とは

- ・立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、「住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他都市機能の増進に寄与する施設）の立地の適正化を図るための計画」です。
- ・立地適正化計画には、「居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）」や「都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）」、「都市機能誘導区域に施設の立地誘導に必要な事業」などを記載します。
- ・立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部として位置付けられています。

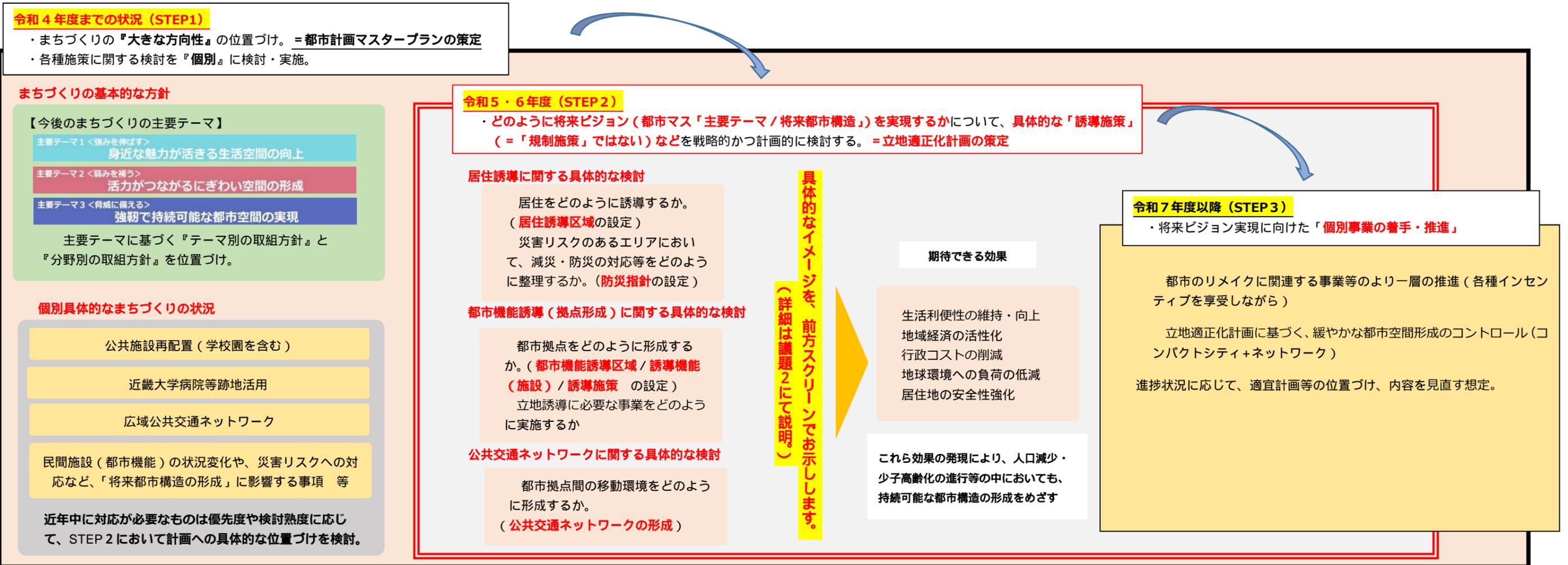
2. 都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割の違い

(1) 都市計画マスタープランの役割

- ・都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき定める「都市計画の基本方針」です。
- ・「用途地域」をはじめとする土地利用の方針や「都市計画施設」などの公共施設の整備方針など、本市の都市計画は、都市計画マスタープランに基づき、定められます。

(2) 立地適正化計画の役割

- ・都市計画マスタープランを踏まえ、都市計画マスタープランで定めた将来像を実現させるために、「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」及び「必要な事業」などの「誘導方策」を定める計画です。
- ・そのため、本市の立地適正化計画では、現在具体的な検討が進められている「公共施設の再配置」や「学校園の適正規模・適正配置」、「近畿大学病院等移転跡地の活用」「広域公共交通ネットワークの強化」について具体化を促進させるための方策を盛り込むこととしています。



2. 計画の全体構成について

計画検討にあたっては、まずは第1章、第2章、第6章（方針のみ）を整理した上で、第3章～第5章、第7章（+第6章の具体的な施策の位置づけ）のより具体的な内容を記載していく予定です。各章における記載概要は以下の通りです。（検討作業中のため、変更する可能性があります。）

章	タイトル	記載内容
1	立地適正化計画策定について	計画策定の背景と目的、位置づけ、対象区域、目標年次、計画の役割
2	まちづくりの方向性（ターゲット） 都市計画マスタープランの主要テーマ/将来都市構造をめざすべき大方針としたうえで、特に立適としての方向性を位置づけます。	上位計画の方向性、立地適正化の基本的な方針
3	居住誘導区域	区域の設定方針・考え方、具体的な設定、誘導施策
4	都市機能誘導区域	区域の設定方針・考え方、機能の立地状況、具体的な設定、誘導施設、誘導施策
5	防災指針	指針の設定方針（災害リスク分析）、基本的な考え方、具体的な設定
6	公共交通ネットワーク 具体的な施策の位置づけについては、次回以降お示しします。	公共交通ネットワーク検討の必要性、方針、充実に向けた施策
7	実現に向けて	届出制度、目標値の設定、進行管理・見直しの考え方

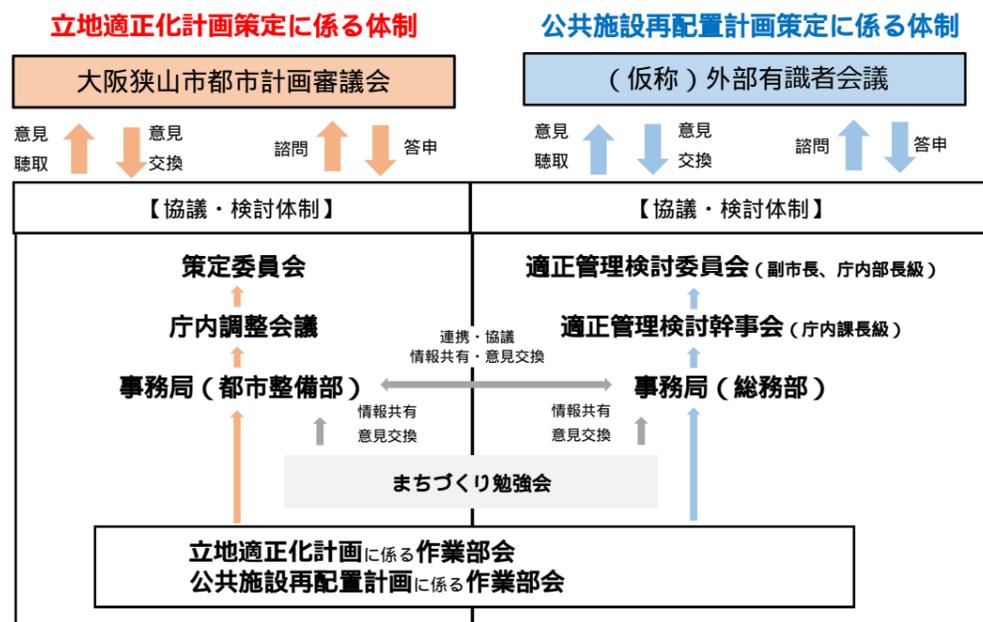
別冊	都市構造の現状分析と課題の整理 都市計画マスタープランにおける現状分析と重複する部分が多いため、別冊とすることを検討しています。	人口、空家、土地利用、経済、地価、災害、都市施設、都市機能、財政
----	---	----------------------------------

第1章、第2章、第6章（方針のみ）の現時点での検討内容を【資料4】で説明します。
第3章～第5章、第7章（+第6章の具体的な施策の位置づけ）については、記載概要を【資料5】で整理していますが、具体的な検討内容については、次回以降の会議でお示しいたします。

3. 計画策定の進め方

（1）計画の検討体制

計画内容の検討にあたっては、以下の組織体制で作業を進めることとします。また、本計画と同時期に策定予定の公共施設再配置計画（総務部）については、内容が密接に関連することから、相互連携が可能な検討体制とします。



都市計画審議会（学識経験者+市民委員+市議会議員+警察）

・立地適正化計画を作成しようとするときは、市の都市計画審議会の意見を聴く必要があることから、途中経過の報告等を適宜行うとともに、策定にあたり都市計画審議会は市長からの諮問を受け、答申します。（都市再生特別措置法第81条第22項）

策定委員会（学識経験者+地域団体の代表者+部長級）

・計画策定の検討プロセスにおいて、計画案に対して様々な立場から意見をいただき計画に反映する場とします。本計画は都市再生特別措置法第82条の規定により、都市計画マスタープランの一部を行使する性質があることから、大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会としています。

庁内調整会議（課長級）

・計画策定の検討プロセスにおいて、庁内関係部署の参加を得て、分野横断的な視点から、具体的事項についての検討及び協議を行う場とします。

作業部会

・政策の意思決定過程への職員の参加の促進、職権や所属部署の枠にとらわれない、抜本的な検討を行うことを狙いに、庁内課長補佐級以下の職員を構成員とします。計画策定に係る意見交換や施策検討、資料作成等を必要に応じて行います。具体的な事業化ビジョン（公共施設の再編等）の検討などを行うことから、総務部の公共施設再配置計画の策定に係る作業部会との兼任としています。

まちづくり勉強会

・本計画に関連する具体的な取組みの検討にあたり、学識経験者、専門事業者等をアドバイザーとし、まちづくり全般の基本的な考え方、具体的な事業の実現手法、主体間連携手法など、多角的かつ先進的な知識を深めるための勉強会を実施します。

4. 検討スケジュール（予定）

（1）検討スケジュールについて

計画策定スケジュール（詳細）は資料2参照。

- 第1回 庁内調整会議は令和5年8月17日（木）に実施。
- 第1回 策定委員会は令和5年10月19日（木）に実施。（本日の会議）
- 第1回 都市計画審議会は令和5年11月中旬に開催予定です。
- 第2回 庁内調整会議及び策定委員会は令和6年1月頃に開催予定です。
- 市民意見の募集 令和5年度末頃に実施予定です。

以上